

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県秩父市大宮字上宮地四千六百三十三番十一 外二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千三百・三五立方メートル